

# 「おみせのマスター」 弁護士費用等補償特約についてのご説明

## 弁護士費用等補償特約について

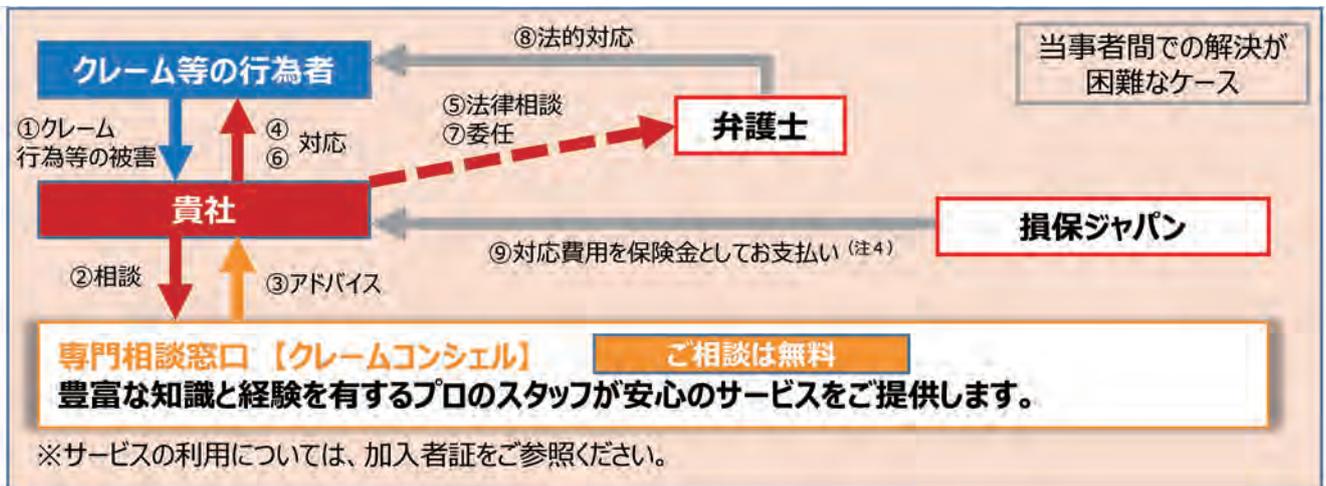
### ■保険金をお支払いする主な場合

被保険者が被った対人被害・対物被害および経済的被害について、被保険者等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

この特約の補償の対象となる方（被保険者）は貴社（保険証券の被保険者氏名欄に記載された方）であり、対人被害に関する損害の場合は貴社の役員および使用人も含まれます。

被害の種類	被害の原因となる対象事故 <sup>(注1)</sup>	対象となる費用	支払限度額
対人被害・対物被害	急激かつ偶然な外来の事故	紛争解決弁護士費用 法律相談費用	被保険者1名につき100万円 保険期間を通じて300万円
経済的損害	クレーム行為・使用人の信用毀損等の行為	業務妨害阻止対策弁護士費用 <sup>(注2)</sup> 法律相談費用	1事故につき70万円 保険期間を通じて140万円
	詐欺行為・知的財産権の被侵害	法律相談費用	1事故につき10万円 保険期間を通じて30万円

※クレームコンシェル<sup>(注3)</sup>によるクレーム解決サポートサービスも提供します。



(注1) 日本国内において発生したものに限りります。

(注2) クレーム行為および使用人の信用毀損等の行為については、対象事故に該当する行為を止めさせる措置等をするための弁護士費用を含み、行為を行った者に対して損害賠償請求を行うための弁護士費用を除きます。

(注3) 損保ジャパンが指定する、クレーム行為等を解決するための窓口をいいます。

(注4) 詐欺行為および知的財産権の被侵害に関する損害につきましては、弁護士費用はお支払い対象外となります。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ① 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ② 被保険者に対する刑の執行
- ③ 所定の資格を有しない者が遂行した業務によって生じた事故

(2) 次のいずれかの対象事故によって被った対人・対物被害による損害

- ① 被保険者が法令に定められた運転資格、操縦資格を持たないで運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ② 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転または操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- ③ 被保険者が酒気帯び状態で運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ④ 被保険者が、自動車等、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車等、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者以外の承諾を得ており、かつ、被保険者がその者を正当な権利を有する者であると信じたことに合理的な理由がある場合は保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人に生じた対象事故

(3) 次のいずれかの対人・対物被害による損害

- ① 被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で発生した対人・対物被害
- ② 環境汚染により生じた対人・対物被害。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- ③ 記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物に存在する欠陥、自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またははねずみ食い、虫食い等に起因する対物被害
- ④ 記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- ⑤ 被保険者が、専門職業人としての行為（特約に規定するものをいい、医師による医療行為等を含みます。）を受けたことによって生じた対人被害
- ⑥ 石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性に起因する対人・対物被害

## 弁護士費用等補償特約について（続き）

- ⑦ 外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性の作用に起因する対人・対物被害
- ⑧ 電磁波障害に起因する対人被害
- ⑨ 騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する対人・対物被害
- ⑩ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する対人被害
- (4) 次のいずれかの事由に起因する経済的被害による損害
  - ① 記名被保険者またはその執行機関<sup>(注5)</sup>による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
  - ② 記名被保険者またはその執行機関<sup>(注5)</sup>の法令違反
  - ③ 支払不能、破産または債権の回収
  - ④ 被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
  - ⑤ 私的独占、不当な取引制限もしくは不公正な取引方法またはそのおそれ
  - ⑥ 医療行為
- (5) 被保険者が対象事故により経済的被害を被った場合において、対象事故に該当する行為を行った者に対して保険金請求権者が損害賠償請求を行うことよって負担した弁護士費用
- (6) 次のいずれかに該当する事由にかかわる弁護士費用または法律相談費用
  - ① 自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払い請求、その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者<sup>(注6)</sup>に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合は保険金を支払います。
  - ② 社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談
- (7) 貴社や貴社の役員、使用人などが賠償義務者である場合または対象事故を発生させた場合（ただし、貴社の使用人が信用毀損等の行為を行った場合は、保険金を支払います。）
- (8) 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害<sup>(注7)</sup>
- (9) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用または法律相談費用 など

(注5) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注6) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。

(注7) 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき、損害賠償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。